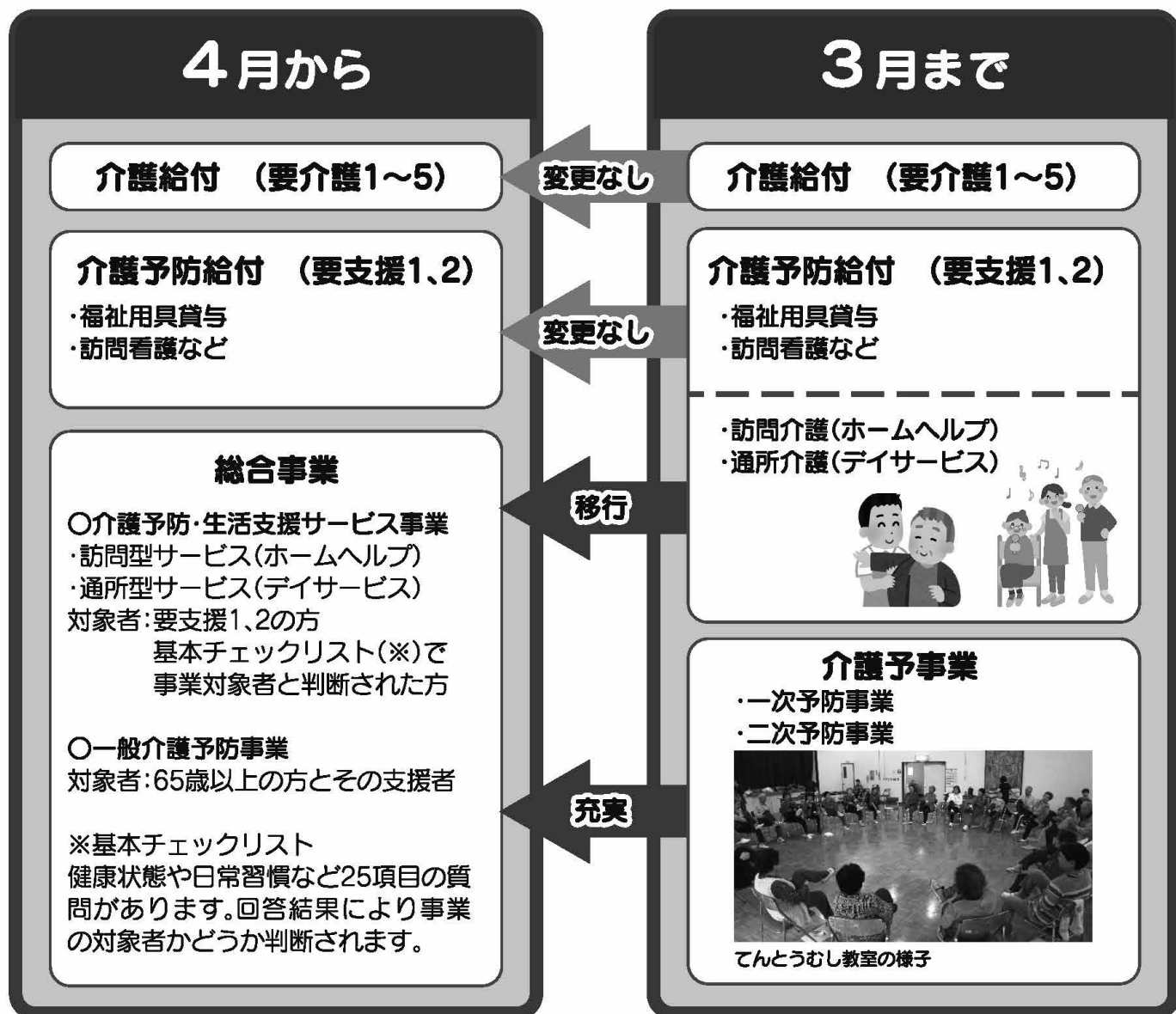
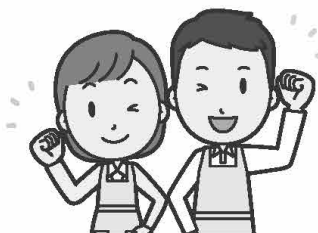


介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)が 4月1日からスタートします!

平成37年には、団塊の世代が75歳以上となり、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されています。高齢化の進展に伴い介護給付費(要介護認定を受けた被保険者への介護サービス費用)の増加も見込まれています。

この対策として、介護保険法が改正され、全国一律のサービスだけではなく、より地域の実状にあった対応が可能となりました。いつまでも住み慣れた地域で住み続けることのできる社会を実現するには、介護サービス事業所だけではなく、NPOやボランティアなど多様な主体による支援や地域の助け合いなど、地域全体で高齢者を支えていくことや、高齢者自身も社会での「役割」や「生きがい」を持つなど、周囲の人との「つながり」を持ち支え合うことが大切です。

そこで町では4月から「介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)」をスタートします。



現行の要支援1,2の方の介護予防給付のうち、訪問介護(ホームヘルプ)および通所介護(デイサービス)が総合事業へ移行します。